

ナチュラルビズ実施要領(町策定資料)

1 趣旨

職員一人ひとりがTPO等を踏まえ、状況に応じた服装を心がけることで、自ら判断し責任を持ち対応する意識を高め、また、年間を通して働きやすい服装で執務を行うことにより、事務能率の向上を図ることを目的としてナチュラルビズを実施する。

2 実施内容

- (1)対象期間 個別の期間設定を行わず、通年とする。
- (2)勤務場所 各職員が勤務する庁舎、施設等
- (3)内 容 職員一人ひとりが判断して、公務職場での着用に適した働きやすい服装(通年ノーネクタイ勤務等)で執務を行う取組を実施するもの。

具体的な服装等の判断については、【具体的な例等】を参考にしてください。

3 特記事項

(1)カジュアルフライデーからの移行について

これまで実施していたカジュアルフライデーを廃止し、年間を通して働きやすい服装で執務を行うナチュラルビズに制度を移行する。

なお、カジュアルフライデーは、「自ら考え、自ら判断できる職員」を創造し、自由な発言を引き出すことを目標に、毎週金曜日に服装を自由化するものであり、ナチュラルビズとは異なる目的で実施している制度であったことを理解し、ナチュラルビズでは公務職場での着用に適したフォーマルな軽装とすること。

(2)外部への配慮について

年間を通したナチュラルビズの取組は、働きやすい職場環境づくりを進めようとするものであるため、当然ながら他の職員や町民に不快感や違和感を与えることを許容するものではない。具体例を参考に、それぞれの職場環境に応じた適切な服装を心がけ、必要であれば所属長による改善指導を行うこと。

(3)外部への周知方法について

広報誌やデジタルサイネージ、町ホームページへ掲載すること等により、町民や来庁者に対する周知を図る。

4 施行日

令和6年4月1日

【具体的な例等】

1 町主催の会議

社交儀礼上、相応しくないと認められる場合を除き、通常勤務の服装に準じる。職員以外の出席者に対して、案内状や会議冒頭でナチュラルビズへの理解を呼びかける。

※社交儀礼上ネクタイを着用する例：辞令交付式、町表彰式等

2 外部主催の行事や会合、来客等の対応

社交儀礼上、配慮を欠くことのないよう、あらかじめ主催者に当日の服装を確認し適切に対応する。来客等の対応では、あらかじめナチュラルビズの趣旨を説明し、理解を得られるよう努めることとする。

※社交儀礼上ネクタイを着用する例：入学式・卒業式の来賓等

3 議会の対応

11月から翌年4月までの期間において、本会議等に参加する職員は、従来通りネクタイ(男性職員に限る)、ワイシャツ、上衣を着用する。

※この期間にネクタイを着用する例：定例会、臨時会、各委員会等

上記以外の期間(5～10月)については、ネクタイをはずしワイシャツ、上衣を着用する。

4 夏季(暑い時期)・冬季(寒い時期)における服装

(1)夏季

通気性の良い素材やデザイン等により体感温度を下げることを基本として、(3)留意事項を遵守しつつ、具体的な服装の選択は職員各自で適切に判断する。

(2)冬季

保温性の高い素材やデザイン等により体感温度を上げることを基本として、(3)留意事項を遵守しつつ、カーディガンやセーター、ベストなどの重ね着のほか膝掛けの利用など、具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断する。

(3)留意事項

ア いわゆる「着くずし」ではなく、公務職場での着用に適した服装とする。

イ 清潔感を保ち、他人に好印象を与える服装とする。

ウ ジーンズ(Gパン)は着用しない。

エ 社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

6 夏季・冬季における服装イメージ

✓ 夏季のイメージ

- ・ノーネクタイ
- ・上着を着用しない
- ・襟付き半袖シャツの着用
- ・ポロシャツの着用
- ・チノパンの着用



✓ 冬季のイメージ

- ・ノーネクタイ
- ・上着の着用
- ・重ね着
- ・ひざ掛けの使用

